

月報私学

2025

7

VOL.331



大阪電気通信大学は、新たな時代の学びと研究の創出をめざし、寝屋川キャンパスをリニューアルしました。2022年に学問の垣根を越えたオープンな研究・交流拠点「OECUイノベーションスクエア」を竣工。さらに2023年には、学生コンペ最優秀案をもとにデザインされた広場も完成し、学生・教職員の憩いや交流、アイデアの創発の場として活用されています。

写真提供 学校法人大阪電気通信大学 大阪電気通信大学（大阪府寝屋川市）

CONTENTS

- 私立学校寄付金ポータルサイトをご活用ください 2
- 令和7年度 私学スタッフセミナーの開催 3
- 経営分析に役立つ！ 私学情報提供システムのご案内 4
- 2024年度版 自己診断チェックリストをご活用ください 6
- 災害にあったとき 9
- 19歳以上23歳未満の被扶養者の年収上限が150万円に引き上げられます／
令和8年1月から始まる私学共済ポータルの概要 10
- 子ども・子育て支援納付金にかかる掛金の徴収／ご存じですか？住宅リフォーム控除／
郵送検診をご利用ください／年金積立金にかかる業務概況書の公表 11
- 標準報酬月額の時給決定(注意事項) 12
- 私学事業団の直営宿泊施設／私学メンバーズカード 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

私立学校寄付金ポータルサイトを ご活用ください

助成部 寄付金課

私学事業団では、私立学校の寄付募集に関する情報を紹介する「私立学校寄付金ポータルサイト」を設置しています（私学事業団ホームページ「私立学校寄付金ポータルサイト」）。

本サイトは、私立学校が特色ある教育研究に取り組むためにさまざまな寄付の支援を求めていることを社会へ発信しています。ぜひ、寄付募集活動の一環として本サイトをご活用ください。

掲載方法

大学から小学校を設置する学校法人は、本事業団の電子窓口から掲載依頼が可能です。電子窓口の電子ファイル一覧（寄付金課▼私立学校寄付金ポータルサイト）内にあるファイルを確認してください。提出後2〜3日程度で掲載手続きが完了します。

その他の学校法人は、寄付金課までお問い合わせください。

留意事項

本サイトはGoogleカスタム検索の機能を使用しているため、掲載手続き完了後、サイトへの表示に時間がかかる場合があります。また、掲載された情報は、**更新されずに2年が経過**

すると自動的に削除されます。すでに掲載されている学校法人についても、適宜内容を見直し、改めて掲載手続きをしてください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
 助成部 寄付金課
 03(3230)7317・7318
 Eメール kikin@shigaku.go.jp

<https://kifu-portal.shigaku.go.jp>

私学事業団ホームページ▶私立学校寄付金ポータルサイト

私立学校寄付金ポータルサイト

トップページ

未来をつくる教育のために 私立学校を応援したい

寄付する私立学校を検索

寄付金の使い道について

災害復旧支援のための寄付募集

特色ある教育を支援

特色ある研究を支援

奨学金による学生・生徒支援

国際交流の取り組みを支援

校舎や園舎など施設整備の支援

教育や研究のための設備購入支援

全国私立学校の募集状況

所在地から学校を検索できます

- ◆ すべての私立学校が無料で情報を掲載できます。
 - ◆ 学校の特色、寄付金の使い道、学校所在地など、寄付者の視点で情報を検索できます。
 - ◆ 寄付先が決まっていない寄付者を自校のホームページに誘導できます。（検索エンジンで「学校 寄付」などで検索すると本サイトは上位に表示されます）
- 例)

学校ページ（イメージ）

大学法人 学校法人東西学園（がっこうほうじんとうざいがくえん）

法人概要

【所在地】 102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12 【地域】 東京都

【法人のHP】 <https://www.shigaku.go.jp/> ※別窓で開きます

【寄付総合HP】 <https://kifu-portal.shigaku.go.jp/> ※別窓で開きます

寄付金

教育充実募金（きょういくじゅうじつきん）

【寄付金概要】

- ・教育研究施設設備等充実募金

【対象事業】 教育や研究のための設備購入支援

【税控除】 寄付者指定寄付金 特定公益増進法人 個人：利源控除

【寄付金募集期間】 2022年4月1日 ~

東西大学を一元発展させるための、教育研究に必要な施設及び設備を建設・維持して参ります。学生の未来を応援するために同窓ご支援を賜りたく、よろしくお願ひ致します。

【お問い合わせ先】

【Tel】 03-3230-1321 【e-mail】 kikin@shigaku.go.jp



昨年度のグループワークの様子（仙台会場）

助成業務

令和7年度 私学スタッフセミナーの開催

私学経営情報センター 私学情報室

私立大学等の経営に関する課題が複雑化する中、教育研究の質の向上や経営基盤の強化を図るうえで、職員が果たす役割の重要性が増しています。

私学事業団では経営支援の一環として、将来の学校経営を担う学校法人の若手職員を対象とした私学スタッフセミナーを、昨年度に引き続き開催します。

セミナー内容

本セミナーは、2泊3日の合宿形式により大学等の現状や学校法人会計基準、財務分析等についての解説やグループワーク等を実施します。このセミナー全体を通して、参加者の実践的な知識の修得と柔軟な思考力の養成を目指します。

令和7年度は、京都と仙台の2会場で開催します。

将来の学校経営を担う若手職員育成の一助となる本セミナーを、ぜひご利用ください。

●参加費（宿泊費等を含む） 6万円

●申し込み締切日 7月7日（月）

●申し込み方法 6月6日付けで電子

窓口にて、大学・短期大学・高等専門学校学校法人に申込書等を配付いたしますので、ご確認ください。参加希望者多数の場合は、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(32330)7849・7850

Eメール center@shigaku.go.jp

日時・場所：①令和7年9月16日（火）～18日（木） 京都ガーデンパレス
②令和7年10月22日（水）～24日（金） 仙台ガーデンパレス
※2泊3日の合宿形式

対象：大学・短期大学・高等専門学校職員のうち、令和7年4月1日時点で33歳以下かつ学校法人での経験年数が3年以上の者

定員：各会場24名（申し込みは各法人1名）

＜1日目＞

時間	内容等
13:00～	開会
13:15～	講演「私立大学等の現状について」
14:20～	講演「学校法人会計基準」
15:20～	講演「財務分析と経営計画」
16:25～	講演「大学職員の役割について（仮題）」 学校法人久留米大学 事務局長 江口 ^{のりふみ} 訓史氏 (19:30終了)

＜2日目＞

時間	内容等
8:30～	グループワークⅠ（SWOT分析）
12:50～	グループワークⅡ（中長期計画等の立案）
18:50～	グループワークⅢ（発表準備） (21:00終了)

＜3日目＞

時間	内容等
8:30～	グループ発表
11:50～	修了証書授与・表彰・閉会 (12:30終了)



昨年度のグループワークの様子（大阪会場）



昨年度のグループ発表の様子（大阪会場）

「私学情報提供システム」で取得できるデータと活用方法

- 1 自法人・自学校の、財務、教員・職員数、学生・生徒等数などのデータを出力できます。
- 2 都道府県別、学部等系統、学生生徒等数（総現員規模、総定員規模）などを抽出条件として、以下の集計データ（合算値、1法人当たり、1学校当たり等）を出力できます。
- 3 ①と②のデータを比較等することで、自法人・自学校の状況を分析することができます。
※ 他の法人や他の学校の個別データを出力することはできません。

取得できるデータ（例）

資金収支計算書、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書、貸借対照表、学生生徒等数、納付金、教職員数、教職員給与（大学、短期大学・高等専門学校のみ）、教職員の年齢別平均給与（大学、短期大学・高等専門学校のみ）、各財務比率、活性化分析資料（自法人）など

The screenshot displays the 'Private Education Information System' interface. It features several data tables and filters. The top section shows filters for 'Student, Teacher, Child Data (School)' and 'Staff/Teacher Data (School)'. Below these are three main data tables: 'Student/Teacher/Child Data (School)', 'Staff/Teacher Data (School)', and 'Balance Sheet'. Each table has columns for school type, fiscal year, and various numerical data points. A green box at the bottom of the screenshot contains the text: 「今日の私学財政」や各種帳票の閲覧及び出力が可能！ (PDF・CSV形式) (Viewing and output of today's private education finance and various statements are possible! (PDF・CSV format)).

<私学情報提供システムご利用上のご注意>

1. 私学情報提供システムのご利用には、情報セキュリティ確保の観点から、本事業団が発行する電子認証（親認証又は私学情報提供システム用の子認証）が必要となります。
※ 「学校法人基礎調査票 e-マネージャ」により発行した子認証」及び「学校法人ポータルサイト閲覧用子認証」ではアクセスできませんのでご注意ください。詳細は「学校法人ポータルサイト」トップ画面の「お知らせ」に掲載している「電子証明書の利用権限」をご覧ください。
2. 電子認証の取り扱いに当たっては、学校法人の職務上必要な役職員のみのご利用をお願いいたします。また、業務外での使用や権限を有さない役職員のご利用はできません。
3. 私学情報提供システムで取得したデータは、学校法人と設置学校の募集計画、予算編成、教学計画や経営計画の策定等の参考資料としてご利用ください。また取得したデータは、設置認可の添付資料等に利用する場合を除き、第三者へ提供することはお断りしています。
4. 操作手順の詳細は、学校法人ポータルサイトに掲載している「私学情報提供システム 操作マニュアル」をご覧ください。なお、ご不明な点等は右記にお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03(3230)7846 ~ 7848

Eメール center@shigaku.go.jp

経営分析に役立つ!

私学情報提供システムのご案内

私学事業団では、「学校法人基礎調査」等をはじめとする各種調査で収集した私立学校等の情報を学校法人へ還元するため、大学法人～小学校法人を対象にインターネットによる情報提供サービス（私学情報提供システム）を行っています。

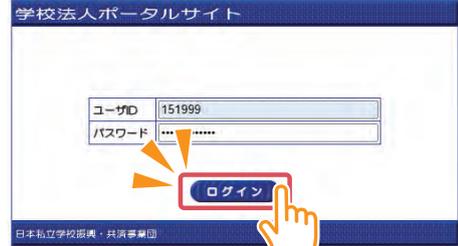
ぜひ、当システムを活用し、学校法人の経営にお役立てください。

助成業務

STEP 1 私学事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス

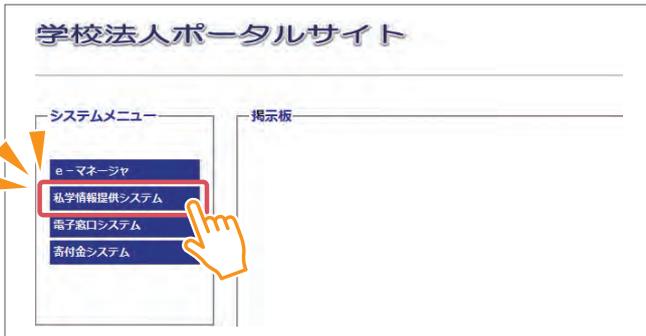


「電子証明書」※をインポートしたパソコンから、私学事業団ホームページ（私学振興事業本部）を表示し、画面右上の **学校法人ポータルサイトへ** をクリック
※ 「電子証明書」について、詳しくは、右頁の<私学情報提供システムご利用上のご注意>をご覧ください。



ユーザID（法人番号）とパスワードを入力し、ログイン

STEP 2 利用するシステムを選択



私学情報提供システム をクリック



再度、ユーザID（法人番号）とパスワードを入力し、「同意します」に✓（チェック）後、ログイン

STEP 3 「私学情報提供システム」（ホーム）の画面へ移動

「法人情報」又は「帳票検索」のいずれか利用したい機能を選択

私学情報提供システム ホーム

最新のお知らせ:
■ 2022-03-28 20:01:37 「学生等数の推移」、「専任教員数の推移」は「活性化分析資料」に統合されました。また、「入学選抜別入学状況一覧」、「入学選抜別秋季入学者数一覧」は出力できるようになりました。

法人情報 | 帳票検索

法人情報:
自法人・自学校のデータの閲覧及び出力が可能

帳票選択:
「今日の私学財政」や各帳票の閲覧及び出力が可能

2024年度版 自己診断チェックリストをご活用ください

私学経営情報センター 経営支援室

はじめに

「自己診断チェックリスト」は、学校法人が自らの経営上の問題を早期に発見し、自主的な改善努力を行うためのツールです。説明及び参考事例のPDFと入力用のエクセル様式を私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）経営支援・情報提供▼自己診断チェックリスト）に掲載しています。

エクセル様式にデータを入力することで容易に作成することができますので、ダウンロードしてご活用ください。

自己診断チェックリストの構成

本チェックリストは、「大学・短期大学編」と「高等学校編」の2種類があります。各編とも内容は財務比率等の数値データによる定量的なチェックを目的とした「財務比率等に関するチェックリスト」と、法人の組織体制等についての定性的なチェックを行う「管理運営等に関するチェックリスト」の2部構成となっています。

本号では、「高等学校編」を使って紹介します。

財務比率等に関するチェックリスト

概要

「財務比率等に関するチェックリスト」は、学校法人全体の状況を「法人全体」で、設置する学校の状況を「学校単位」で、それぞれチェックします。

併せてチェックすることにより、収支状況や、収支を構成する要素（人数、単価等）ごとの問題点を把握しやすくなります。法人全体では、図1のとおり、4区分9項目のチェック項目を、学校単位では「事業活動収支状況」、「生徒数関係」、「教職員関係」及び「経費関係」の4区分14項目（大学・短期大学編は15項目）のチェック項目を設定しています。

エクセル様式にある3種類の入力シート（「法人入力シート」、「学校入力シート」及び「目標値入力シート」）の各項目に、過去5か年の決算値や生徒数、教職員数等のデータを入力すると、法人全体、学校単位の数値が算出されます。算出された数値を、チェックリストの各項目の説明文や「参考1（全体）シート」等にある階層区分を基に評価します。

図1 財務比率等に関するチェックリストの項目（高等学校編・法人全体）

項目	2019年度	2020年度	評価		
			絶対評価	趨勢評価	相対評価
I 事業活動収支状況（法人全体）					
1 経常収支差額比率（*）					
2 人件費比率（*）					
3 補正人件費依存率					
II 資金収支状況					
4 教育活動資金収支差額比率（*）					
III 運用資産の状況					
5 積立率（*）					
6 運用資産超過額対教育活動資金収支差額比（年）					
7 運用資産対教育活動資金収支差額比（年）					
IV 外部負債状況					
8 流動比率（*）					
9 外部負債超過額対教育活動資金収支差額比（年）					

◆評価の観点
各チェック項目は次の3つの観点から多角的に評価（各項目10点満点）することができます。どの評価においても、6点以上であれば課題は少ないと判断できますが、より高い評価となるようさらなる改善が求められます。また、7頁評価表（図3）にあるように、趨勢評価はマイナスでも6点となり得るため、詳細な分析が必要になります。

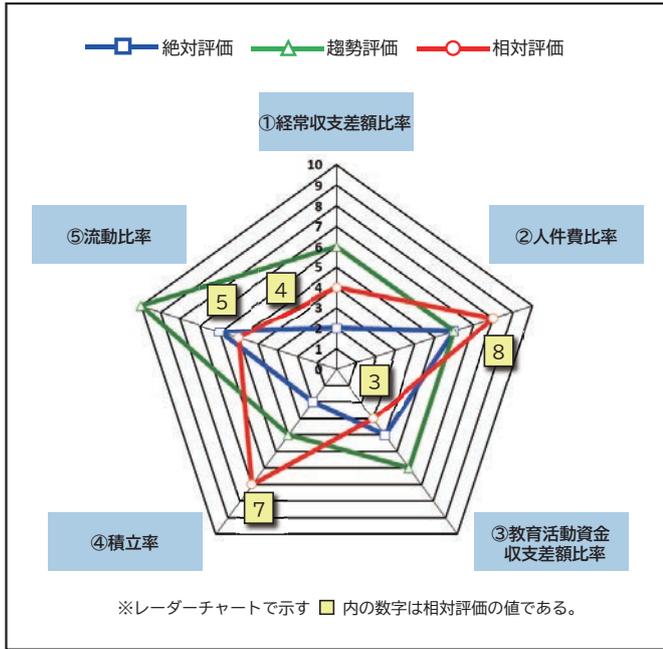
<絶対評価>
比率ごとの適正值や法人が自ら設定した目標値を基に、達成度を5段階（10・8・6・4・2点）で評価します。判断基準として適正值を示していますが、法人の財務戦略や都道府県別の平均値等を参考に、法人独自の目標値を設定して評価を行うことで、より精度の高い評価が可能となります。

<趨勢評価>
4年前と比較して、現在の数値が改善したか否かを絶対評価と同じく5段階で評価します。

<相対評価>
全対象法人の中での自法人（学校）の位置を、10段階（10～1点）で評価します。

*はレーダーチャートで使用する項目です。

図2 レーダーチャート（法人全体）の例



助成業務

以上のことから、当該法人は積立率の絶対評価が低く運用資産（換金性が高い金融資産）の保有状況が十分とはいえないため、収支の改善が図れないと将来的には施設設備の取替更新等に影響が出る可能性のある財務状況と考えられます。

●**総括表・レーダーチャートによる総合評価**
 「財務比率等に関するチェックリスト」には、法人全体、学校単位ごとに、財務比率等を一覧にした総括表があり、法人や学校の状況を一目で把握することができます。また、5項目の注視すべき比率を基にレーダーチャートを活用した総合評価を行います。
 法人全体・学校単位いずれのレーダーチャートも、5項目を結んだ図形の面積が大きいほど経営状況が良いことを示します。一方、図形が小さく広がり欠け、いびつな場合は評価の低い項目に問題がある可能性があるため、原因を分析し、改善策を検討する

必要があります。ここでは、例（図2）を用いて解説します。
 全体としては絶対評価の図形（青線）の面積が小さく、趨勢評価（緑線）と相対評価（赤線）では数値が大きい項目もありますが、やや広がり欠ける印象です（なお、絶対評価は適正値を基に評価しています）。
 個別の項目を見ると、「①経常収支差額比率」や「③教育活動資金収支差額比率」は絶対評価も相対評価も低い値であることが確認できます。「④積立率」は、絶対評価は6点以上を示しているものの、絶対評価と趨勢評価は低い値です。「⑤流動比率」の各評価はそれほど低い値ではないため直ちに資金繰りに窮することはないと考えられます。

この比率のプラスが大きいほど経常的な収支が安定していることを示し、マイナスになる場合は支出超過であり、経常的な収支で資産の流出が生じている可能性があることを意味するため、将来的な財政の不安要素といえます。また、プラスであっても、その要因が教育活動外収入に大きく依存している場合は注意が必要です。
 例3の例では、直近2年の経常収支差額比率は△3.3%、△8.2%なので、絶対評価は「2年連続0%未満」の2点、趨勢評価は2019年度から2023年度に

●**比率表による分析**
 総括表やレーダーチャートに記載がある項目については、詳細な分析を行うことができる比率表があります。比率表には、評価点の判定基準が記載されているため、なぜその評価点になったのかを確認することができます。ここでは、例として経常収支差額比率（図3参照）を用いて解説します。
 経常収支差額比率は、事業活動のうち臨時的な要素である特別活動を除いた、経常的な活動の収支のバランスを表した比率で、事業活動収支計算書の経常収支差額を、教育活動収入計と教育活動外収入計の合計である経常収入で除して算出します。

図3 財務比率等に関するチェックリスト（高等学校編・法人全体）の例

※比率の計算は小数第二位以下を切り上げています。

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	増減 2023-2019	対2019年度 伸び率	絶対 評価	趨勢 評価	相対 評価	評価表	
											点	相対評価
経常収支差額比率(C) / (A)	-2.7%	-0.1%	-2.7%	-8.2%	-3.3%	-0.6P					10	10.4% ~
経常収入(A)	2,348	2,679	2,853	2,382	2,566	218	9.3%	2	6	4	9	5.8% ~ 10.3%
経常支出(B)	2,410	2,680	2,929	2,576	2,649	239	9.9%				8	3.2% ~ 5.7%
経常収支差額(C)=(A)-(B)	-62	-2	-76	-194	-83	-21	-34.2%				7	0.7% ~ 3.1%
											6	-1.3% ~ 0.6%
											5	-3.2% ~ -1.4%
											4	-5.7% ~ -3.3%
											3	-9.0% ~ -5.8%
											2	-13.8% ~ -9.1%
											1	~ -13.9%

かけて△0.6ポイントなので、「2.5」△2.5ポイント増減」の6点、相対評価は、2023年度が△3.3%なので「△5.7」△3.3%」の4点となります。4年前より悪化しており、絶対評価及び相対評価も低い。ため、財務上に課題のある項目となります。特に、経常収入の伸び率よりも経常支出の伸び率が大きくなっているため、人件費比率や経費支出に関する比率等も併せて分析し、支出超過の状況が常態化している場合には、収支構造の見直しが必要となり、改善すべき収支科目は何か、悪化した原因は何かを、生徒数、教職員数等から分析することによって原因の把握と改善すべき点を明確にしていきます。

このように絶対評価、趨勢評価、相対評価と多角的に見ることにより財務上の課題が浮き彫りになりますので、早期に改善策の検討に取り組みることができます。

管理運営等に関するチェックリスト

「管理運営等に関するチェックリスト」は、法人運営に当たりポイントとなる定性的な項目として、「ガバナンスの確立」、「経営理念と戦略の策定」、「組織運営の円滑化」、「リスク管理体制の構築」、「財務体質の改善」、「教学内容の改善」、「生徒への支援」及び「情報の公表と地域貢献」の8区分について、53項目を設定しています。

図4 管理運営等に関するチェックリストの例（高等学校編）

チェック欄	主な項目
1.ガバナンスの確立	○ 1 理事長のリーダーシップのもと理事会が学校法人の最終的な決定機関として機能し、改革推進の中心的役割を果たしている
	2 理事・監事は善管注意義務や損害賠償責任を負うことを十分に理解し、適切な業務執行・監査を行っている
	○ 3 一部の理事に権限が集中することなく、理事会の一体的な協力が維持できている
3.組織運営の円滑化	23 教職員に対する研修を計画的・体系的に実施し、その成果を検証して改善を行っている
	24 組織再編やアウトソーシングの活用等により、効率的な職務体制を構築している
	○ 25 教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている
	26 人事評価の基準、評価方法、評価結果の活用等について、定期的に見直しと改善を行いながら、人事考課を実施している
	27 全教職員に十分な情報提供と説明を行い、良好な労使関係を構築している

例えば「ガバナンスの確立」では、理事会が最終的な決定機関として機能し、改革推進の中心的役割を果たしているか、また、理事会の一体的な協力が維持できているかといった、理事会機能の実質化・実効性が確保されているかなどを確認します(図4参照)。

本チェックリストを、自法人の実情に照らし該当する項目に「○」を付けて評価します。どの項目が当てはまらないのかを確認することで、問題の把握や改善すべき点など、改革の糸口を見つけることが可能です。

また、本チェックリストは理事長をはじめとする経営者を対象に作られたものですが、あえて教職員等に回答してもらおうことで問題点を共有し、改善策を一緒に検討することも有効な手段の一つです。

例えば、「組織運営の円滑化」では、「教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている」という項目(設問25)があります。経営者である理事長や理事が十分機能しているとして「○」を付けたとしても、教職員の受け止め方はそうではなく、「○」を付けないかもしれません。この場合、経営者が思っているほど教職員にはそのしくみが浸透していない、あるいは機能していないと思われている可能性があります。

組織運営の円滑化には教職員との良好な関係を築けているかが重要になります。このため、経営者にはこうした意識のギャップを踏まえ、教職員の意欲を向上させるためのしくみ作りが欠かせません。

このように経営者、教職員等のあらゆる立場の方に回答してもらおうことにより、経営者だけでは気付けなかった

問題点を浮き彫りにできます。

まとめ

自己診断チェックリストで挙げられている項目と内容は、一つの参考例であり、分析に当たっては、自法人の実態に合った要素を加味するとより効果的です。

現在、大きな財務上の問題がなくても、将来的に収支を悪化させる要因が内在している場合がありますので、「財務比率等に関するチェックリスト」で4点以下の項目や、「管理運営等に関するチェックリスト」で「○」が付かなかつた項目については、早期に原因や問題点を分析し、法人内での共通理解の下、一体となった経営改善につながるよう、自己診断チェックリストをご活用ください。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の提供を行っています。

詳しくは私学事業団ホームページ(助成業務のご案内)▼経営支援・情報提供▼私学経営情報センターが行うサービスのご案内)をご覧ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 経営支援室
☎03(32330)7828・7834
Eメール shien@shigaku.go.jp

災害にあったとき

災害見舞金・災害見舞金付加金

業務部 短期給付課

加入者(任意継続加入者を含みます)やその被扶養者が水害・震災・火災・その他の非常災害により、住居又は家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金等が請求できます。

災害見舞金

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失したとき、損害の程度に応じ標準報酬月額0・5～3か月分の金額

災害見舞金付加金

- ①災害見舞金が支給されるときは、災害見舞金の額の60%に相当する金額
- ②住居又は家財が5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき、標準報酬月額の0・5か月分の金額

●請求に必要な書類

- ①災害見舞金・災害見舞金付加金請求書
- ②災害状況説明書
- ③市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書(請求書の中に証明欄があります)又は、り災証明書(損害の程度が明記されたもの)

請求に当たっては、業務部短期給付課まで連絡してください。被害の状況を確認後、請求書等を送付します。

●注意事項

- ・損害を補填することを目的とした給付ではないため、修理等可能なものは損害とみなしません。
- ・対象となる住居の損害は、加入者の所有する住居に限らず、加入者が現に生活の本拠として居住している建築物であれば、借家やアパート、寮、家族の所有する住宅であっても対象となります。
- ・加入者と被扶養者が別居しているときは、被扶養者の住居又は家財も対象です。
- ・災害見舞金付加金の給付が決定した後、災害見舞品のカタログを学校法人等宛てに送付しますので、該当する加入者に渡してください。加入者が品物を選び、同封の「災害見舞品連絡書」(返信ハガキ)により申し込んでください。

●時効

短期給付を受ける権利は、給付事由が生じた日(災害にあった日)の翌日から起算して2年を経過すると時効により消滅しますので、注意してください。

災害にかかる貸付け

福祉部 貯金・貸付課

加入者(任意継続加入者を除きます)が水害・震災・火災・その他の非常災害を受けたため資金を必要とするときに利用することができます。

災害貸付

●申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

●貸付額

標準報酬月額の6か月分相当額の範囲内(限度額200万円)

●貸付利率

被災日の前月初日の預託金利率の区分に対応する利率(年0・25～1・00%の4段階の利率、固定利率)

●申し込み手続き

「貸付申込書DL」及び「借用証書DL」に、「り災証明書」を添付してください。

●申込受付期間

被災日から1年以内

特例住宅貸付

被災により住宅の修理等で資金が必要な場合に利用できます。

●申し込み資格

加入者期間が引き続き5年以上の人

●貸付額

貸付申し込み時における退職金の見込み額に600万円を加えた額(ただし、その額が2000万円を超えるときは2000万円)

●貸付利率

被災日の前月初日の預託金利率の区分に対応する利率(年0・25～1・26%の6段階の利率、固定利率)

●申し込み手続き

「貸付申込書DL」の申込事由欄に住宅貸付にかかる申し込み事由及び、朱書きで「災害」と記入し、通常の住宅貸付に必要な書類の他に、「り災証明書」を添付してください。

●申込受付期間

被災日から3年以内

償還期限の延長(猶予)

災害貸付及び特例住宅貸付の申込者だけではなく、被災した既借受人のすべての貸付けについても、2年間を限度に償還期限の延長(猶予)が可能です。

延長中の利息にかかる貸付利率は災害貸付と同率です。

●申し込み手続き

・災害貸付及び特例住宅貸付の申込者は、貸付申し込み時に「定期償還期限延長申請書(新規貸付者)DL」を添付してください。

・被災した既借受人は、被災日から5か月以内に「定期償還期限延長承認願(既貸付者)DL」に「り災証明書」を添付して提出してください。

19歳以上23歳未満の被扶養者の年収上限が150万円に引き上げられます（令和7年10月1日施行）

業務部 資格課

被扶養者認定の収入要件に関する文

部科学省通知が一部改正され、被扶養者として届け出る者（加入者・任意継続加入者の配偶者を除きます）が19歳以上23歳未満である場合、令和7年10月1日から、年収の認定要件を150万円未満とすることになりました。

例 アルバイトをしている20歳の学生である子について被扶養者認定の申請をする場合

現在の収入要件 年収130万円未満
↓ 改正後 年収150万円未満

・配偶者についてはこの年齢層であつても収入要件は130万円のままです。

●「19歳以上23歳未満」の年齢の捉え方

所得税法上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定します。

	収入要件
18歳	130万円
19歳	150万円
20歳	150万円
21歳	150万円
22歳	150万円
23歳	130万円

暦年（1月1日から12月31日）で判断。例えば、その年の12月31日に19歳になる場合、その年は通年で19歳とする。

例1 令和7年10月1日認定日で認定申請出来るかどうかの判断（収入要件）

・令和7年12月に19歳になる子の場合は、7年10月1日（19歳前でも）から150万円が上限となります。

・令和7年12月に23歳になる子の場合は、7年10月1日時点で22歳であっても、従来通り130万円の上限で判断することになります。

例2 令和8年4月1日認定日で認定申請出来るかどうかの判断（収入要件）

・令和8年12月に19歳になる子は8年4月に18歳であっても150万円を要件とする一方、12月に23歳になる子は4月に22歳であっても130万円を要件とします。

●制度切り替え時の留意事項

制度が切り替わったことにより、施行年月日（7年10月1日）を認定日として被扶養者の認定申請をする場合は、7年10月1日から5日以内に申請する必要があります。30日を超えると私学事業団で受け付けた日又は発信日が認定日となりますので、ご注意ください。

令和8年1月から始まる私学共済ポータル概要

企画室

本誌5月号で、令和8年1月から学校法人等が行う私学共済事務の一部手続きにおける電子申請の開始についてお知らせしましたが、今回は私学共済ポータルについてお知らせします。

私学共済ポータルとは、私学共済制度に特化した学校法人等と私学事業団をつなぐポータルサイトです。私学共済ポータルに登録することによって、電子申請が可能となります。

私学共済ポータルでできること

●学校基本情報の確認

私学共済に登録している学校所在地、連絡先、短期給付金・貸付金・積立貯金受取口座等の情報を確認できます。

ただし、登録内容の変更は従来どおり様式用紙等で報告してください。

●加入者の確認

現在加入している加入者の一覧（氏名、加入者等記号・番号、生年月日等）を確認できます。

●特定健康診査結果の提出

今までCD-R等で提出していた健康診査結果データをアップロードして提出できます。

●本事業団からの通知文の受け取り
本事業団からの通知文を電子データで受け取ることができます。

私学共済ポータル登録に必要なもの

●GビズIDプライムアカウント

デジタル庁が審査・作成するアカウントで、法人代表者等が取得できるものです。

●GビズIDメンバーアカウント

GビズIDプライムアカウントを取得した法人代表者等が、自身のマイページで、事務担当者ごとに作成することが出来るアカウントです。

注 GビズIDエントリアアカウントでは私学共済ポータルに登録できませんので、作成するアカウントの種類に注意してください。

GビズIDの詳細やアカウント作成方法は、デジタル庁ホームページを確認してください。
<https://pr.gbiz-id.go.jp/>

私学共済ポータルに登録するには

8年1月から、私学共済ポータルに登録するためのリンクを私学共済ホームページに掲載します。案内に従って必要事項を入力してください。

また、リンク掲載時には私学共済ポータルの使い方マニュアルも公開予定です。

詳細は、順次私学共済ホームページ等でお知らせします。

令和 8年 4月分

掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳

掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額	円
----------------------	---

掛金等及び子ども・子育て拠出金内訳

掛金等区分		
短期(福祉)掛金1	報酬	(※)「子ども・子育て支援金分掛金」を含めて通知します。
	賞与	
短期(福祉)掛金2	報酬	
	賞与	
計		
介護掛金	報酬	
	賞与	
	計	
加入者保険料	報酬	
	賞与	
	計	
退職等年金給付掛金	報酬	
	賞与	
	計	
子ども・子育て拠出金	報酬	
	賞与	
	計	
合計		

共済業務

子ども・子育て支援金分掛金の徴収

子ども・子育て支援金分掛金は、8年4月分掛金等(8年5月通知)から短期(福祉)掛金に併せて徴収します。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)が令和6年6月12日に公布され、私学事業団をはじめとする医療保険者は、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負うこととなりました。ついては、8年度から子ども・子育て支援納付金にかかる掛金(以下「子ども・子育て支援金分掛金」といいます)を徴収します。

子ども・子育て支援納付金にかかる掛金

子ども・子育て支援納付金にかかる掛金(令和8年4月分掛金等から)
業務部 掛金課

子ども・子育て支援金分掛金率

子ども・子育て支援金分掛金率は、国が一律に示すこととされています。掛金率については決定次第お知らせします。

子ども・子育て支援金分掛金の加入者負担分の通知(8年3月発送予定)

子ども・子育て支援金分掛金の加入者負担分は、「特定保険料率に相当する掛金額」と同様の一覧表にて通知します。その一覧表を基に、学校法人等の給与明細に子ども・子育て支援金分掛金額(加入者負担分)を表示することができます。

子ども・子育て支援金分掛金は、「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳」(※)において、「短期(福祉)掛金1」及び「短期(福祉)掛金2」に含めて通知します。

**ご存知ですか?
住宅リフォーム控除**

福祉部 貯金・貸付課

6月に住宅貸付のご案内(チラシ)を配付しています。例年、夏は住宅貸付を多くお申し込みいただいています。加入者が居住する住宅の新築や購入のほか、増・改築及び土地の購入、借り入れに加え、修理(リフォーム)のための資金を必要とするときにご利用いただくことができます。

また、近年の省エネ基準に沿った住宅改修や耐震・耐久工事などの修理の費用も対象となります。

●リフォームも所得税控除の対象になる場合があります

中古物件を購入してリノベーションするときや自宅をリフォームするときはリフォーム費用が発生します。リフォームの目的が一定の要件を満たすと所得税控除の対象になる場合があります。また、耐震や省エネ、バリアフリーなどのリフォームの場合、特定リフォームの特別控除が受けられる場合もあります。

なお、住宅ローン減税とリフォーム促進税制など併用ができない場合があります。各控除の詳細と併せて税務署に確認してください。

郵送検診をご利用ください

福祉部 保健課

手軽に健康管理に役立てられるよう、郵送による検診をご利用ください。

●対象者
満30歳以上の加入者(任意継続加入者を含みます)、被扶養者及び75歳以上の教職員

●検査項目(各検査を年度内1回まで)

- ①大腸がん検査、②肺がん検査、③胃がん検査、④前立腺がん検査、⑤子宮頸がん検査
- 費用や申し込み方法等の詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」福祉事業「健康管理に役立つ」郵送による検診」をご覧ください。

年金積立金にかかる業務概況書の公表

資産運用部

令和6年度の運用状況(厚生年金保険給付積立金・経過的長期給付積立金・退職等年金給付積立金)を、7月4日に私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」情報公開「年金資産の運用」で公表します。

詳細は、本誌9月号に掲載する予定です。

基礎届書の提出はお済みですか？ 標準報酬月額額の定時決定（注意事項）

業務部 資格課

6月中旬に学校法人等に送付した「標準報酬基礎届書DL」（以下「基礎届書」といいます）について、問い合わせの多い内容や記入上の注意点などをお知らせします。

資格事項に異動があったとき

①資格喪失したとき

「基礎届書」には、令和7年5月31日以前に資格取得し、6月1日現在で確認している加入者が記載されています。記載されている加入者が資格喪失済みなときは、該当する項目「6 退職者」を○で囲んで資格喪失日を記入し、該当者を二重線で抹消してください。なお、「資格喪失報告書DL」が未提出の場合は至急提出してください。

②遡って資格取得をしたとき

5月31日以前に遡って資格取得をした加入者については、別途「基礎届書」を送付します。先に届いた「基礎届書」には追記しないでください。

③遡って所属学校を変更したとき

5月31日以前に遡って所属学校の変更をしたときは、前任校の加入者番号でも内容を確認できるため、改めて後任校に「基礎届書」は送付しません。そのまま前任校から提出してください。

遡ってベース改定（ベースアップ等）をしたとき

①6月までに差額を支給したとき

改定後の報酬を報告してください。

②7月以降に差額を支給するとき

改定前の報酬を報告してください。

年平均額による保険者決定（定時決定）を希望するとき

①通常の手続き

報酬月額及び平均額をすべて記入し、該当する項目「5 年平均希望者」を○で囲んでください。また、添付書類として「申立書DL」及び「同意書DL」を必ず提出してください。

なお、「基礎届書」のみ提出した場合は、通常の定時決定として、報告された4月～6月の平均額で決定します。

②7月改定に該当する場合の手続き

4月から固定的給与の変動等があり、随時改定（7月改定）に該当する場合は、随時改定が優先されるため、年平均額による保険者決定は不該当となります。この場合は、「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

ただし、7月改定に該当する人で、年平均額による随時改定を希望し、当該方法で算出した結果、年間平均額が現在確認されている等級と同等級又は

下回ることから当該改定を行わない場合があります。

この場合は、定時決定において、年平均額による保険者決定として「基礎届書」を提出してください。「基礎届書」と併せて提出する「同意書」の備考欄に「7月改定において年平均による保険者決定を希望したが、算出結果が従前と同等級の（又は下回る）ため、随時改定不該当」と記入してください。

「基礎届書」の提出後に報酬月額を訂正するとき

①報酬月額の記事誤りが判明したとき

誤って記入した加入者分のみ「基礎届書」を作成し、訂正理由を記入した文書（任意の書式）を添えて8月8日（金）**【必着】**までに再提出してください。

用紙は私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）から白紙の「基礎届書」を印刷し、上部の余白に「訂正分」と朱書きして使用してください。

②①の期限（8月8日）後に報酬月額の記載誤りが判明したとき

「報酬月額訂正申出書DL」を提出してください。

注 電子媒体で報告した「基礎届書」の報酬訂正も前述の①②のとおり、手続きを行ってください。電子媒体での再提出はしないでください。

その他の注意事項

①「基礎届書」の提出期限は、7月10日（木）です。未提出の場合は、至

急提出してください。提出方法等の詳細は、通知文や私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」お知らせ一覧を参照してください。

②固定的給与に変動があり、標準報酬月額が2等級以上増減したときは、別途「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

③7月の随時改定として届け出たが改定不該当であった場合や、7月改定の取り消しをした場合は、改めて「基礎届書」の提出が必要となります。

この場合は前述の「基礎届書」の提出後に報酬月額を訂正するときと同様に手続きを行ってください。

④「基礎届書」の印字内容に誤りがあっても、訂正しないでください。氏名等の訂正が必要な場合は「加入者異動報告書DL」を提出してください。

⑤75歳以上の在職者も年金の在職支給額の計算に標準報酬月額が必要となるため「基礎届書」の提出は必要です。

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定した標準報酬月額にかかる確認通知書は、9月中旬に送付します。この標準報酬月額は、9月分掛金等から適用されます。

確認通知書は、学校法人等用と加入者用があります。加入者用は必ず加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。

私学事業団の直営宿泊施設

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただけます

私学事業団の全国16か所の宿泊施設（ガーデンパレス8か所、宿泊所・保養所8か所）は、宿泊や会食（慶事や法宴など）をはじめとするプライベートでのご利用はもちろん、宴集会室を利用した学校行事など、多目的にご利用いただけます。

詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会 会…会議

札幌ガーデンパレス 宿 婚 宴 会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-3-1 ☎ 011 (261) 5311 (代表) https://www.hotelgp-sapporo.com/
仙台ガーデンパレス 宿 宴 会
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎ 022 (299) 6211 (代表) https://www.hotelgp-sendai.com/
東京ガーデンパレス 宿 宴 会
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03 (3813) 6211 (代表) https://www.hotelgp-tokyo.com/
名古屋ガーデンパレス 宿 宴 会
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎ 052 (957) 1022 (代表) https://www.hotelgp-nagoya.com/
京都ガーデンパレス 宿 婚 宴 会
〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地 ☎ 075 (411) 0111 (代表) https://www.hotelgp-kyoto.com/
大阪ガーデンパレス 宿 婚 宴 会
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎ 06 (6396) 6211 (代表) https://www.hotelgp-osaka.com/
広島ガーデンパレス 宿 宴 会
〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎ 082 (262) 1122 (代表) https://www.hotelgp-hiroshima.com/
福岡ガーデンパレス 宿 宴 会
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎ 092 (713) 1112 (代表) https://www.hotelgp-fukuoka.com/

湯河原「敷島館」 (しきしまかん) 宿 宴
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎ 0465 (63) 3755
箱根「対岳荘」 (たいがくそう) 宿 宴
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎ 0460 (82) 2094
鎌倉「あじさい荘」 宿 宴
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎ 0467 (22) 3506
葉山「相洋閣」 (そうようかく) 宿 宴 会
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎ 046 (875) 7300
金沢「兼六荘」 (けんろくそう) 宿 宴 会
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎ 076 (232) 1239 https://www.kenrokusou.com/
志賀高原「やまゆり荘」 宿
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩7148 ☎ 0269 (34) 2102
軽井沢「すずかる荘」 宿 会
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎ 0267 (45) 7311
京都「白河院」 (しらかわいん) 宿 宴
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎ 075 (761) 0201

共済業務

GP HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
ガーデンパレスグループ
<https://www.hotelgp.jp/>



宿泊所・保養所のホームページは以下からご覧ください。

しがくのやど 検索

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>



注 宿泊予約等については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶しがくのやど〕を利用してください。

年会費初年度無料 年間30万円(税込)以上ショッピングご利用で、翌年度も無料

直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

私学メンバーズカード受付中

退職後も生涯利用可能

海外・国内旅行傷害保険最高5,000万円付

空港ラウンジ無料利用可

Apple Pay、Google PayTMにも対応!

年会費 ●本会員:3,300円(税込) ●家族会員:無料

お申込み対象 ●本会員:私学共済の加入者(任意継続加入者も含みます)、年金受給者 ●家族会員:本会員の配偶者

※Apple Payを利用するにはiOS 10.1以降が必要です。Apple Payに対応しているデバイスについては<https://support.apple.com/ja-jp/HT208531>をご覧ください。※Apple, Apple Pay, iPhoneは米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。※iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスのもとで使用されています。※Google Payは、おサイフケータイアプリ(6.1.5以上)対応かつAndroid5.0以上のデバイスが利用できます。※おサイフケータイは、株式会社NTTドコモの登録商標です。※Android, Google Payは、Google LLCの商標です。

※お申込みはJCB/Visa/Mastercardのうち、いずれか1つとなります。

お申込み・詳しくは 私学メンバーズカード 検索
<https://www.resonacard.co.jp/shigakucard/>



りそなカードインフォメーションセンター 私学メンバーズカード事務局
お問合せ先 ☎0120-559-197 (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休み)
※番号をお確かめのうえ、お間違いのないようおかけください。



私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

高齢受給者基準収入額適用申請書の提出

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は、標準報酬月額が28万円以上の場合には3割負担となります。ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額適用の条件に該当する場合は、申請により2割負担となります(令和8年8月末日まで有効)。

6月1日現在、申請により2割負担となっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等宛てに送付しました。

引き続き該当する場合は、令和6年分の収入額が確認できる「令和7年度課税証明書」を必ず添付し、7月22日(火)【必着】までに提出してください。新たな高齢受給者証の発効日は9月1日となります。

なお、高齢受給者基準収入額適用の条件に該当しない場合は、提出の必要はありません。

【業務部 短期給付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

令和7年1月～6月に学校法人等を通して送金した短期給付金等の記録をまとめたお知らせを、7月下旬に加入者の住所宛てに送付します。

加入者の住所は、学校法人等を通して私学事業団に届け出を行うことになっています。例年、宛て先不明等により返戻されることが多いため、加入者の住所に変更等があった場合は、「加入者異動報告書DL」により届け出をしてください。

【業務部 短期給付課】

共済定期保険の配当金を送金しました

令和6年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、6年10月1日現在加入している加入者又は学校法人等に対する配当金を、6月26日(木)に保険料振替口座に送金しました。

配当率は、家族年金コース、学校加入コースが49.72%、医療保障コースが48.92%です。

【福祉部 貯金・貸付課】

「事務の手引」令和7年版の発行及びペーパーレス化

「事務の手引」令和7年版を7月中旬に学校法人等宛てに送付します。また、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶刊行物▶事務担当者向け刊行物〕にPDF版を掲載します。

なお、私学共済ホームページのリニューアルによって事務担当者向けの刊行物PDF版をどなたでも閲覧可能な環境が整ったことから「事務の手引」は8年版より段階的にペーパーレス化を推進します。

デジタル媒体の利用に関して制限が設けられている等の事情に限り、8年度も継続して冊子を送付します。希望する場合は、お手数ですが私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕から「事務の手引送付申込書DL」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ広報班宛てに郵送してください。

【広報相談センター 広報班】

7月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 6月分定期償還期限
10日(木)	資格 「標準報酬基礎届書」提出期限 貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 8月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(火)	短期 「高齢受給者基準収入額適用申請書」提出期限 貯金 送金 貸付 送金 貯金 払戻・解約請求締め切り
25日(金)	積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申し出締め切り
28日(月)	掛金等 6月調定口座振替(自振校のみ) 貸付 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(木)	掛金等 6月調定納期限 貸付 8月22日送金申し込み締め切り

8月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 7月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

訃報

本事業団坂本篤裕理事(非常勤・学校法人日本医科大学前理事長)が令和7年4月11日に逝去されました。坂本理事には、令和6年1月より本事業団の運営・活動にご尽力いただきました。

生前のご厚誼に深く感謝し、心よりご冥福をお祈りいたします。

委員就退任のお知らせ

◆共済運営委員会委員

令和7年5月31日付

退任 加倉井 祐介
平方 邦行

令和7年6月1日付

新任 井上 直
松村 綾子

なお、以下の委員がご逝去されたことをお知らせします。

坂本 純一 (令和7年3月)

和泉 巧 (令和7年5月)

在任中のご尽力に感謝申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査(教育情報調査)提出のお願い

●大学・短期大学・高等専門学校法人の皆様へ

- ・提出内容: 教育情報(調査票区分【910】)
- ・提出期限: 7月31日(木)

提出期限までに内容をご確認いただき、修正の有無にかかわらず、必ず「全データ更新提出」をお願いします(「概要・納付金データ更新提出」ではありませんのでご注意ください)。

提出方法については、令和7年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』(教育情報調査【910】)の44~52頁を参照してください。

※システムメンテナンス等によりe-マネージャを休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

〔記載事項追加のお願い〕

「教学マネジメント指針(令和2年1月中央教育審議会大学分科会)」で示されている学修成果や教育成果に関する情報について、国公私立共通の取り組みとして、今年度以降、記載の追加を行うことになりました。

追加事項ならびに入力方法については、令和7年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』(教育情報調査【910】)の2~4頁を参照してください。ご理解ご協力をお願いいたします。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852・7853

Eメール portrait@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査(都道府県知事所轄学校法人)提出のお願い

●高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小 学校法人の皆様へ

- ・提出内容: すべての調査票、「計算書類(写し)」、「独立監査人の監査報告書(写し)」、「収益事業の計算書類(写し)」(収益事業を行っている場合)
- ・提出期限: 7月31日(木)

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840~7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

「特色ある教育・経営の取り組みを行う 私立学校の事例集」をご活用ください

私学事業団では、私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、事例集をホームページで紹介しています。

特色ある教育や経営を行う私立学校の実例をコンパクトにまとめていますので、各学校法人で改革を実施する際の参考としてご活用ください。

私学事業団ホームページ[助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶「特色ある教育・経営の取り組みを行う私立学校の事例集」]

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7849~7851

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。
詳しくはホームページを確認してください。



GP 仙台カーテンパレス

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211(代表)
JR「仙台」駅(東口)から徒歩3分。地下鉄東西線「宮城野通」駅(北1出口)から徒歩1分
<https://www.hotelgp-sendai.com/>

仙台名物「牛たん堪能プラン」

夕食はホテルから徒歩1分の「牛たん炭焼 利久」でお召し上がりください。
「牛たん」メニューは「GP限定牛たん特別定食」又は「牛たん晩酌セット」
の2種類から選択可能です。
牛たん発祥の地でぜひ伝統の味をご堪能ください。

1泊2食(1名様) 15,000円～

取扱期間:通年(年末年始を除きます)

- ・「牛たん炭焼 利久」の夕食は予約制ではありません。混雑時はお待ちいただく場合があります。
- ・朝食はホテルにてバイキングスタイルをご用意します。



牛たん (イメージ)

京 都 しら かわ いん 院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
JR「京都」駅前市バスターミナルA-1番乗り場、阪急「京都河原町」駅・京阪「三条」駅
から市バス5号系統「銀閣寺・岩倉」行きバスで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前

本格京会席コース

宿泊プランは夕食のグレードにより3種類をご用意しました。
繊細な京料理の数々を京都市指定名勝の庭園風景とともに楽しみください。

1泊2食(1名様)
14,000円・15,100円・16,300円

取扱期間:通年(年末年始・繁忙期を除きます)

- ・夕食の内容により料金が異なります。
- ・朝食は和定食をご用意します。
- ・京都市宿泊税200円を含みます。



夜の庭園風景

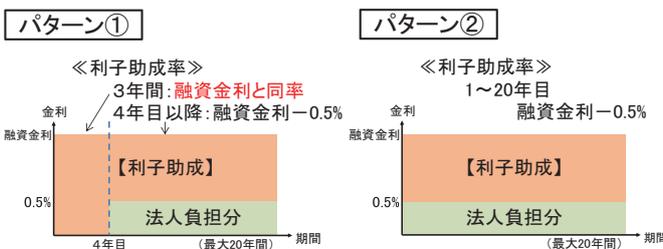
融資事業のご案内

詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。
利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



- ※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- ※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (令和7年6月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	2.80 年%	2.30 年%	1.50 年%	1.40 年%
寄宿舎などの建築・用地取得	2.90	2.40	1.60	—
園バスや備品などの購入	—	—	1.50	(5.5年以内) 1.20

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862・7863、7866~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp